

入札の執行について（通知）の補足

前払金について

前払金は令和 8 年 4 月 1 日以降に請求することが可能です。

配置予定技術者について

複数の案件で入札日が重複する場合、開札後、事後審査資料提出までに、当該工事以外の他工事の落札候補者となったことなど、やむを得ない事由により配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面により辞退届を提出してください。なお、この辞退届を理由として参加資格停止など不利益な取扱いを受けるものではありません。